

知っていますか？ 浄化槽設置者の3大義務

みなさんの大切な財産である浄化槽を適切に維持管理し、末永く使い続けていけるように浄化槽法において、浄化槽設置者の義務が定められています。

1、保守点検（法第10条）

浄化槽の処理機能を維持するために年に数回、保守点検を行うことが義務づけられています。（一般家庭では年3回以上行うことが義務づけられています）

保守点検は、専門的な知識や器具を有することから県知事の登録を受けた専門業者に委託することができます。

2、清掃（法第10条）

浄化槽内にたまったスカムや汚泥などを引き出し、処理機能を回復させるために、年1回以上、清掃を行うことが義務づけられています。

清掃は、市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することが必要です。

3、法定検査(法第7条、11条)

浄化槽の処理機能や設置状況が適正であるかを確認するために、浄化槽設置者は法定検査を受けることが義務づけられています。

検査には浄化槽の使用開始後（3～8ヶ月の間に受ける「はじめての検査（7条検査）」と、1年に1回受ける「定期検査（11条検査）」があります。